

大口町告示第64号

大口町通所サービス等利用促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成23年8月31日

大口町長 森 進

大口町通所サービス等利用促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 本事業は、障がい者が新体系の日中活動サービス事業所、旧体系の通所施設及び短期入所事業所（以下「事業所等」という。）が行う送迎サービスを利用する際の費用の助成を行うことにより、事業所等における送迎サービスの実施を促進し、利用者が通所サービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図り、障害者自立支援法の円滑な施行、並びに障がい者の地域での自立した生活を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この要綱による補助金の交付（以下「補助事業」という。）の実施主体は、大口町とする。

(補助事業の対象事業所)

第3条 補助事業の対象となる事業所は、次のいずれかに該当する事業所等であって、当該事業所等において行われる通所サービス等の利用のために障がい者の送迎を行う町内の事業所等とする。

- (1) 通所による生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、障害者支援施設（通所によるサービスを行う場合に限る。）又は短期入所事業所
- (2) 旧身体障害者通所授産施設（小規模通所授産施設を除く。）、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設（小規模通所授産施設を除く。）又は各入所施設の通所部

(補助事業の条件)

第4条 補助事業の対象となる事業は、前条に規定する事業所（短期入所事業所を除く。）で行う事業であって、次の各号に掲げるすべてを満たすものとする。

- (1) 本事業の助成申請時における直近1月間の送迎の実績が週3回以上であるこ

と。

(2) 1回の送迎につき、平均3人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施していること。

(3) 利用者から送迎サービスの利用に係る利用者負担を徴収していないこと。ただし、燃料費に係る実費相当額については、生活介護事業所及び短期入所事業所を除き徴収できるものとする。

(短期入所における送迎サービス)

第5条 短期入所の利用者（以下「短期入所利用者」という。）に行う送迎サービスは、事業所等と短期入所利用者の居宅間の送迎サービスを実施した場合において事業の対象とするものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、通所サービス等の種類に応じて次に掲げるとおりとする。

(1) 通所サービス

ア 1回の送迎サービスにつき平均10人以上が利用している対象事業所 年間につき、300万円と現に送迎サービスに要した費用のいずれか少ない方の額

イ 1回の送迎サービスにつき平均3人以上10人未満が利用している対象事業所 年間につき、150万円と現に送迎サービスに要した費用のいずれか少ない方の額

(2) 短期入所 短期入所利用者1人につき、片道1,860円

(申請手続)

第7条 補助事業を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、大口町通所サービス等利用促進事業費補助金交付申請書（様式第1）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助事業者に大口町通所サービス等

利用促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

（変更申請手続）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ大口町通所サービス等利用促進事業費補助金変更交付申請書（様式第3）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第10条 第7条の申請をした補助事業者が、当該申請を取下げようとするときは、前条の通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに大口町通所サービス等利用促進事業費補助金実績報告書（様式第4）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を決定し、交付するものとする。

（帳簿等の備付け）

第13条 補助事業者は、補助事業に関する帳簿を備え、事業に係る経費の収支を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管しなければならない。

2 前項の帳簿、書類等は、事業の完了後10年間保管しておかななければならない。

（その他必要事項）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成24年5月31日限り、その効力を失う。

様式第1（第7条関係）

年 月 日

大口町長 様

所在地

法人名

代表者職氏名

㊟

大口町通所サービス等利用促進事業費補助金交付申請書

大口町通所サービス等利用促進事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

所要額調書（別紙1）

事業計画書（別紙2）

歳入歳出予算書抄本（申請者が原本証明をすること。）

その他事業の実施状況のわかる書類

(別紙 1)

所 要 額 調 書

送迎サービスに係る事業費 (事業所名)					
送迎サービスに係る事業費	A	円	寄附金その他の収入 予定額	B	円
			差引額 (A-B)	C	円
			対象経費の 実支出予定額	D	円
			補助基準額	E	円
			補助金申請額 (C、D、Eのいずれか少ない額)	F	円

(別紙2)

事業計画書

1 通所サービス等利用促進事業（短期入所に係るものを除く。）

① 事業所の詳細（対象となる通所事業のみを記載すること。）

事業所の名称	事業の種別

② 申請日が属する月の前月の実績及び実施予定

申請日が属する月の前月の実績		実施計画	
送迎サービスの 実施頻度	1回当たりの送 迎利用者数	送迎サービスの 予定回数	1回当たりの送 迎予定人数
週 日	人	週 日	人

③ 送迎サービスの利用者の市町村別内訳

実施市町村名	送迎利用予定人数
大口町	人
	人
	人
	人
計	人

2 通所サービス等利用促進事業（短期入所に係るものに限る。）

年間の送迎予定人数	人
-----------	---

様式第2（第8条関係）

大口町通所サービス等利用促進事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付けで申請がありました大口町通所サービス等利用促進事業費補助金について、下記のとおり決定します。

記

補助金交付決定額 金 円

備考

- 1 申請内容を取下げするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内に、取下げする旨の書面を提出すること。
- 2 補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに大口町通所サービス等利用促進事業費補助金実績報告書を提出すること。
- 3 補助金の支払を受けようとするときは、請求書を提出すること。
- 4 本経費が目的外に使用されたとき及び残額を生じたときは返納されるものとする。

様式第3（第9条関係）

年 月 日

大口町長 様

所在地

法人名

代表者職氏名

㊟

大口町通所サービス等利用促進事業費補助金変更交付申請書

大口町通所サービス等利用促進事業費補助金の変更交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更交付申請額

変更後の所要額	金	円
既交付決定額	金	円
今回所要額	金	円

2 添付書類

所要額調書（別紙1）

事業計画書（別紙2）

歳入歳出予算書抄本（申請者が原本証明をすること。）

その他事業の実施状況のわかる書類

様式第4（第11条関係）

年 月 日

大口町長 様

所在地

法人名

代表者職氏名

㊟

大口町通所サービス等利用促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました 年度大口町通所サービス等利用促進事業費補助金に係る事業実績について、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 精算額 | 金 | 円 |
| 3 | 添付書類 | | |

精算書（別紙1）

事業実績書（別紙2）

送迎利用者名簿

歳入歳出決算（見込）書抄本（申請者が原本証明をすること。）

その他事業の実施状況のわかる書類

(別紙 1)

精 算 書

(事業所名)

送迎サービスに係 る事業費	寄附金その他の収 入額	差引額 (A-B)	対象経費の 実支出済額	交付決定額	補助金受入額	差引過不足額 (C、D、Eの最少額か らFを減じたもの)
A	B	C	D	E	F	G
円	円	円	円	円	円	円

(別紙2)

事業実績書

1 通所サービス等利用促進事業（短期入所に係るものを除く。）

① 事業所の詳細（対象となる通所事業のみを記載すること。）

事業所の名称	事業の種別

② 送迎サービスの実績

各月の状況	送迎サービスの 実施頻度	送迎実施回 数	送迎利用実 績人数	送迎1回当 たりの利用 実績人数
年4月	週 日	回	人	人
年5月	週 日	回	人	人
年6月	週 日	回	人	人
年7月	週 日	回	人	人
年8月	週 日	回	人	人
年9月	週 日	回	人	人
年10月	週 日	回	人	人
年11月	週 日	回	人	人
年12月	週 日	回	人	人
年1月	週 日	回	人	人
年2月	週 日	回	人	人
年3月	週 日	回	人	人
年合計	週 日	回	人	
年平均	週 日	回	人	人

③ 送迎サービスの利用者の市町村別内訳

実施市町村名	送迎利用予定人数
大口町	人
	人
	人
	人
計	人

2 通所サービス等利用促進事業（短期入所に係るものに限る。）

年間の送迎実績人数	人
-----------	---